

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年3月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の保険料は、私の叔母と義姉が納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和41年4月以降に、また、B町（現在は、C市）において昭和43年12月ごろに払い出されていることが確認できる。

このうち、B町における同手帳記号番号の払出しの時点では、申立期間のうち、B町の国民年金被保険者名簿上、資格取得日として記載されている昭和41年12月から43年3月までの国民年金保険料は、制度上、納付することが可能である。

また、B町において昭和43年12月前後に同手帳記号番号が払い出された者のなかで、4人の過年度納付者が確認でき、その当時、過年度の納付書が入手し得る環境であったことがうかがわれる。

さらに、B町における申立人の国民年金保険料を納付していたとするその義姉は、「昭和43年11月ごろに、自分と申立人の国民年金保険料として5,800円を役場の窓口で納付した。」と供述しているところ、申立人の41年12月から43年12月までの保険料と、43年11月ごろに納付できる義姉の3

か月分の保険料を合わせた金額は、義姉の供述とおおむね一致している。

一方、昭和 38 年 4 月から 41 年 11 月までの期間については、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその叔母は既に死亡している上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、A 市における同手帳記号番号の払出しの時点では、申立期間のうち昭和 38 年 12 月までの保険料は、時効により納付することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 12 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、高校を卒業後に入社したA事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、20歳になったときに国民年金に加入しなければならないことは分かっていた。また、会社では、経理の仕事をしていたこともあり、保険料を納付しないということは考えられないので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年2月に払い出されていることから、申立人は国民年金の加入手続を同年2月ごろに行っていることが推認でき、この時点では申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であったところ、国民年金被保険者台帳上、申立人は、申立期間直後の同年4月から47年12月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることは確認でき、申立期間の保険料を未納にしたまま、45年4月からの保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間当時、同居していた申立人の父母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、申立期間を含め国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形厚生年金 事案 991

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違していることが分かった。

しかし、私の厚生年金保険標準報酬月額は、平成6年11月に56万円に改定され、7年10月から59万円に改定されているが、厚生年金保険法の一部改正により、標準報酬月額の上・下限及び保険料額が改定され、6年11月1日から適用されることとなっているので、標準報酬月額は6年11月から59万円とされるはずである。給与明細書、厚生年金基金の加入員台帳を提出するので、標準報酬月額の確認・訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）に相当する厚生年金保険料及び厚生年金基金の掛金を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A企業年金基金から提出された加入員台帳には、申立期間に係る標準報酬月額は59万円と記載されている上、当該基金では、厚生年金保険及び当該基金の届出様式は複写式であったと思う旨回答している。

さらに、B健康保険組合の資格台帳をみると、平成6年11月1日に申立人の標準報酬月額を65万円に改定していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額は、同時期に随時改定が行われたと推認できる。

一方、社会保険事務所では、厚生年金保険法の一部改正（平成6年法律第95号）の施行に伴い、同事務所が把握する報酬月額に基づいて標準報酬月額

の改定を職権で行うこととされているため、申立人の標準報酬月額は、平成6年7月の厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に基づき、56万円に職権改定されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A企業年金基金の加入員台帳における申立人の申立期間の記録から、59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 51 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、私は、昭和 50 年 2 月末に A 事業所を退職後、B 市役所で国民年金の加入手続をし、保険料を 3 期ぐらいに分割して現金で納付した。
申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B 市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、具体的な加入手続の時期、年金手帳の交付時期、保険料の納付金額及び納付場所については記憶が定かではないとしていることから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 3 月に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はこの時期に行われたものと推測され、これを前提とすれば、この時点では、申立期間の国民年金保険料は制度上、時効により納付することができない上、戸籍の附票によると、申立人は、申立人が 20 歳になった 50 年*月から 62 年 4 月までの期間に B 市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 11 日から 35 年 1 月 28 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA株式会社に勤務していた。

給与明細書等、証拠になるものは持っていないが、勤務中のけがで労働者災害補償保険を受給したこともあり、厚生年金保険にも加入していたはずである。未加入とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるほか、申立人の記憶は鮮明かつ具体的であり、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無等について照会したところ、「申立期間当時は従業員の採用及び退職者が多く、先代社長は採用当初から厚生年金保険には加入させておらず、3か年ぐらい経過後に加入させていた。」旨回答しており、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、A株式会社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者6人に対し、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱い等について照会し、5人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態を確認できる供述及び申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわ

せる供述は得られなかった。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は見られず、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間に、株式会社Aに勤務しており、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする株式会社Aは、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人の勤務に関する具体的な記憶及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 29 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在が不明なことから、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できる供述等は得られなかった。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、当該事業所に勤務したことが確認できる者 6 人に対し、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について照会し、3 人から回答を得たが、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として第4種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月 15 日から同年 5 月 28 日まで
② 昭和 60 年 12 月 31 日から 62 年 12 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間に厚生年金保険第4種被保険者となり、厚生年金保険の加入期間のみで老齢年金の受給資格を満たすまで、不足月数の保険料を毎月納付していた。

申立期間について、保険料の滞納により被保険者資格が喪失となり、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生年金保険第4種被保険者資格取得申出書によると、申立人は、A社会保険事務所（当時）から当該申出書が受理された昭和 60 年 5 月 28 日を第4種被保険者の資格取得年月日と選択したことが確認できるとともに、厚生年金保険第4種被保険者保険料債権管理簿から、保険料に係る納付書は、申出書が受理された 60 年 5 月分から発行されたことが確認できることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険第4種被保険者ではなかったことが認められる。

申立期間②については、申立人は、昭和 60 年 5 月 28 日から同年 12 月 31 日までの期間、厚生年金保険第4種被保険者となっていたものの、厚生年金保険第4種被保険者保険料債権管理簿及び当該資格喪失処理に係る決議書によると、申立人は、第4種被保険者保険料を納付期限までに納付せず、さらに、社会保険事務所が発行した督促状に示された督促指定期限日までに保険料を納付しなかったことから、指定期限日の翌日に当たる同年 12 月 31 日に

第4種被保険者資格の喪失手続が行われたことが確認できる。

また、厚生年金保険第4種被保険者期間中には、国民年金に加入する必要が無いところ、オンライン記録において、申立人は、昭和61年4月1日から国民年金に加入していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号総括払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、同年4月25日にA社会保険事務所からB市に対して払い出されていることが確認できるとともに、社会保険事務所において、同年6月18日に申立人に係る第3号被保険者のオンライン登録処理が行われていることから、申立人の国民年金加入手続は、この時期に行われたものと推測される。

さらに、申立人が、申立期間②について第4種被保険者保険料を納付したことを示す領収書等の関連資料が無い上、このほか、申立期間②における第4種被保険者保険料の納付をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者として、申立期間に係る第4種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 995（事案 246 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は 1 人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 2 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32 年 2 月及び 34 年 1 月交付）をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 996（事案 256 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 11 月 27 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は 1 人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 2 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32 年 2 月及び 34 年 1 月交付）をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 997（事案 255 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年12月6日まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間の33年度は1人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月2日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、申立人の昭和34年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32年2月及び34年1月交付）をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、オンライン記録から、申立期間以降に当たる34年4月から同年11月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 998 (事案 257 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は 1 人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 2 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び申立人の失業者の退職手当受給資格証(32 年 2 月及び 34 年 1 月交付)をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 999（事案 251 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は 1 人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 2 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32 年 2 月及び 34 年 1 月交付）をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1000（事案 248 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は 1 人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 2 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32 年 2 月及び 34 年 1 月交付）をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1001 (事案 253 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から同年11月17日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間の33年度は1人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月2日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、元同僚の昭和34年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証(32年2月及び34年1月交付)をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる34年4月から同年11月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1002 (事案 247 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は 1 人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 2 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証(32 年 2 月及び 34 年 1 月交付)をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1003（事案 249 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は 1 人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 2 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32 年 2 月及び 34 年 1 月交付）をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1004 (事案 258 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は 1 人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 2 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証(32 年 2 月及び 34 年 1 月交付)をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1005（事案 252 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年11月20日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間の33年度は1人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月2日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、元同僚の昭和34年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32年2月及び34年1月交付）をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる34年4月から同年11月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1006 (事案 250 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 16 日から同年 11 月 15 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は 1 人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 2 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人から保険料控除を示す新たな資料として提出された、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証 (32 年 2 月及び 34 年 1 月交付) をみると、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。